

社会福祉法人 空知の風 役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 空知の風（以下「当法人」という）定款第8条及び第23条の規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第2条 社会福祉法人 空知の風の役員に対して勤務実績に応じた役員報酬を支給する。

- 2 役員報酬は、日給とする。
- 3 日給報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 賞与は支給しないものとする。
- 5 当法人職員を兼務している役員には役員報酬は支給しない。
- 6 評議員の報酬については無報酬とする。

(報酬の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け法人業務を行う場合役員報酬を支給する。

- 2 報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(退職手当)

第4条 役員には、退職手当を支給しない。

(旅 費)

第5条 役員には、旅費規程に準じて旅費を支給する。

(交 通 費)

第6条 役員には、旅費規程に準じて交通費を支給する。

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員が、業務のため旅行したときは費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、旅費規程に定めるとおりとする。

(公 表)

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表 1

役員等報酬規程第 2 条第 3 項に規定する法人役員の報酬額は次のとおりとする。

役職名	報酬名称	報酬額（1日）	報酬額（半日）
理事長	理事長業務報酬	20,000円	10,000円
理 事	理事業務報酬	14,000円	7,000円
監 事	監事監査等業務報酬	16,000円	8,000円